

令和3年3月17日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり補正を求めるので、令和3年3月31日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年3月6日（土）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年3月8日（月）

3 開示請求書に記載された請求内容

東京地検特捜部がアメリカ司法省に送ったゴーン元会長逃亡事件の捜査の進捗を伝える書簡がP A C E Rというウェブサイトを通じて公表されていることに関して法務省が作成し、又は取得した文書

4 補正を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、行政文書の特定に必要な情報が不十分であるため、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を特定することができません。

なお、特定ができたとしても、訴訟に関する書類であるため、不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

おって、請求を維持される場合は、開示請求に係る行政文書を特定できるよう、行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を情報提供願います。

5 開示請求手数料について

あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますが、

上記4のとおり、行政文書の特定に必要な情報が不十分であり、行政文書を特定することができないため、現時点では開示請求件数をお知らせすることができません。